

若手ネットワーク小委員会規則（内規）

地球惑星科学分野の更なる発展、地球規模課題の解決のためには、次代を担う若手が個々に広い視野と知見を身につけるだけでなく、分野横断的な交流を活発に行い、既存の枠に囚われない研究が生まれる土壌を育む必要がある。多様な分野・世代の若手研究者同士が補い合い切磋琢磨すると同時に、横断的なつながりを形成維持する場として、本小委員会を設置する。

（趣旨）

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という）法人運営基本規則に基づき、ダイバーシティ推進委員会の要請に基づき設置した若手ネットワーク小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 本小委員会は、以下の各号に掲げる任務を担当する。

- (1) 連合に加盟する学協会所属の院生・学生を主とする ECS*の連携・交流活動の推進とコミュニティの活性化
- (2) 連合に加盟する学協会所属の院生・学生を主とする ECS*による連合大会におけるイベント等の提案と運営
- (3) その他、委員長が本小委員会の趣旨に合致すると判断した活動

（構成）

第3条 本小委員会に委員複数名を置く事ができる。

- (1) 委員は、連合に所属する院生・学生を主とする ECS*複数名と、1名以上のダイバーシティ推進委員会委員で構成される。
- (2) 本小委員会に属する委員が学生である場合、指導教員の許可書を提出しなければならない。

（委員の任期）

第4条 本小委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（委員長・副委員長）

第5条 本小委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

（委員長および副委員長の任期）

第6条 委員長および副委員長の任期は、委員の任期による。

（改廃）

第7条 この規則の改廃については、本委員会での審議に基づき、委員長が行う。

附則

(1) 本規則は、2026 年 X 月 XX 日から施行する。

*: Early Career Scientists の略記。学位取得後おおむね 8 年後あたりまでの研究者を示す。

